明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　一
○職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四二）　六
〔告　示〕
○雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を廃止する件　八
○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示（同三二一）　九
○臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件（環境七九）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人統計センター平成二十七年度財務諸表、全国社会保険労務士会連合会平成二十七年度の決算、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○**法務省・厚生労働省令第二号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第三十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

○**厚生労働省令第百四十二号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第四条の四中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。

第十一条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。

第十七条の四の次に次の四条を加える。

（法第二十九条に関する事項）

第十七条の五　法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

一　特定地方公共団体の名称
二　無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
三　無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
四　担当者の職名、氏名及び電話番号
五　法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
六　地方公務員法第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
七　法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

2　特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項（特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなつた場合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。